

岐阜県警察訓令第22号

各所属長

岐阜県警察の広報に関する訓令を次のように定める。

令和5年10月30日

岐阜県警察本部長 大濱 健志

岐阜県警察の広報に関する訓令

岐阜県警察の広報に関する訓令（平成9年岐阜県警察訓令第9号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、岐阜県警察における広報活動を適正かつ効果的に推進するため、必要な事項を定めることを目的とする。

（意義）

第2条 この訓令において、広報活動とは、警察活動の実態や諸施策を県民に正しく知らせ、かつ、安全・安心の確保に資する情報を提供するとともに、県民の警察に対する意見、要望等を集約し、これを警察活動に反映させる諸活動をいう。

（職員の心構え）

第3条 警察職員は、一人一人が広報活動の実践者であることを自覚し、常に県民に好感を与えるよう言語、態度等に留意するとともに、あらゆる機会を活用して広報活動の推進に努めなければならない。

（広報事務）

第4条 この訓令において、広報事務とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 広報活動に必要な企画、調査、研究及び連絡調整に関すること。
- (2) 警察職員に対する広報活動についての指導教養に関すること。
- (3) 報道機関に対する発表及び報道機関からの取材対応に関すること。
- (4) 官公庁その他諸団体との広報連絡に関すること。
- (5) 広聴に関すること。
- (6) 各種広報媒体の利用に関すること。
- (7) 広報資料の収集、管理及び提供並びに広報紙（誌）の発行に関すること。
- (8) ホームページ及びソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を活用した情報発信に関すること。
- (9) 警察施設等見学者の受付及び案内に関すること。
- (10) 警察音楽隊の運営に関すること。
- (11) その他広報活動に関すること。

（広報活動の総合的推進）

第5条 総務室長は、県警察における広報活動を統括するものとする。

2 各部（室）参事官は、部（室）における広報活動に関する総合的な調整を行うものとする。

3 総務室広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）は、県警察における広報活動に関する企画及び連絡調整を行うものとする。

4 総務室広報県民課広報官（以下「広報官」という。）は、広報県民課長の指揮を受け、広報活動を推進するものとする。

（所属長の責務）

第6条 警察本部の課、隊及び所並びに警察学校（以下「本部各課」という。）の長並びに警察署長（以下「所属長」という。）は、その所掌する事務に関し、社会情勢に適応した積極的かつ効果的な広報活動の推進に努めなければならない。

（広報事務担当者等）

第7条 広報活動の円滑な推進を図るため、本部各課及び警察署に広報事務担当者及び広報事務担当補助者を置く。

2 広報事務担当者は、本部各課にあつては次席、副隊長、副所長又は副校長、警察署にあつては副署長又は次長をもって充てる。

3 広報事務担当者は、所属長の指揮を受け、所属における広報事務の企画・推進及び連絡調整を行うとともに、広報官と密接な連携を保ち、広報の総合的な運営に当たるものとする。

4 所属長は、警部補以上の階級にある警察官の中から広報事務担当補助者を指定する。

5 広報事務担当補助者は、広報事務担当者不在時は職務を代行するほか、広報事務担当者の指示を受け広報の総合的な運営を補助するものとする。

(年間広報活動実施計画)

第8条 本部各課の長は、翌年の月別広報活動実施計画を策定し、警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の月別広報活動実施計画に基づく年間広報活動実施計画を定めて、毎年未までに、各所属長へ指示するものとする。

(重大事案における広報活動)

第9条 重大事故、大規模災害その他社会の関心を集めるような重要、特異な事件等（以下「重大事案」という。）が発生した場合は、広報班を編成して迅速かつ的確な広報活動を実施するものとする。ただし、緊急事態等における岐阜県警察の初動措置に関する訓令（令和元年岐阜県警察訓令第6号）又は岐阜県警察の捜査本部運営に関する訓令（平成2年岐阜県警察訓令第18号）に定める重大事案であるときには、その定めによるものとする。

2 前項の広報班は、警察本部及び重大事案発生地を管轄する隊又は警察署（以下「事案管轄署等」という。）に置くものとし、別に定める場合を除き、次により班長及び班員をもって編成する。

(1) 班長は、警察本部にあつては本部長が特に指名する場合を除き広報官を、事案管轄署等にあつては所属長が特に指名する場合を除き広報事務担当者をもって充て、所属長の指揮を受け広報班を統括するものとする。

(2) 班員は、警察本部にあつては総務室長が、事案管轄署等にあつては所属長がそれぞれ所要の人員を指名するものとする。

(3) 広報班の任務は、次のとおりとする。

ア 報道機関との連絡調整

イ 発表資料の収集、整理及び保管

ウ 報道機関に対する発表の記録

エ 記者会見場及び記者待機場所の設営及び管理

オ 現場における報道関係者の接遇並びに警察職員と報道機関との紛議の予防及び解決

カ 広報写真の撮影及び管理

キ 現場及びその周辺地域の住民に対する広報

3 本部長は、必要であると認めたとき、又は事案管轄等の所属長からの要請があつたときは、警察本部の広報班を現地に派遣するほか、ブロックセンター警察署長に事案管轄署等への広報支援を命ずるものとする。

(報道機関への対応)

第10条 報道機関への対応については、報道機関の果たす公共的な使命を十分認識し、相互の信頼と協力に立って、その推進を図るように努めなければならない。

(報告)

第11条 所属長は、広報活動の実施状況を速やかに本部長に報告しなければならない。

附 則

この訓令は、令和5年10月30日から施行する。